

第2回 北九州市子どもの未来をひらく教育改革会議

日 時 平成19年11月27日(火) 13:30～16:00

場 所 小倉リーセントホテル 2階 玄海の間

出席者

(委 員) 池田繁美委員、池田正昭委員、井上美奈子委員、宇城照耀委員、岡本エミ子委員、小川威亜委員、香月きょう子委員、加藤信夫委員、久保哲哉委員、久米村京子委員、鈴木澄男委員、田原憲二委員、恒吉紀寿委員、中川博子委員、中村雄美子、沼田文子委員、福井烈委員、福原かすみ委員、藤岡佐規子委員、堀川英樹委員、彌登章委員、元兼正浩委員

(事務局) 教育長、教育次長、教育委員会総務部長、教育委員会学務部長、教育委員会指導部長、教育委員会指導部参事、教育委員会生涯学習部長ほか

会 議 次 第

1 開会

2 議事

(1) 論点整理(認識の共有化、方向性の検討)

(2) 特別支援教育について(障害のある子どもへの支援体制のあり方や教員の専門性の確保の方策)

3 事務連絡

4 閉会

(配付資料)

資料1: 今後のスケジュール(案)

資料2: 子どもの未来をひらく教育改革(スキーム図)

資料3: 論点整理のための討議資料

資料4: 特別支援教育について

1 開会

事務局： それでは、定刻となりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、開会に先立ちまして、前回、ご欠席でした委員2名が来られておりますので、ご紹介させていただきます。

中村雄美子委員でございます。

福井烈委員でございます。

(一同拍手)

続きまして、お手元の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にクリップ止めたものがあると思いますが、クリップを外していただければと思います。

まず、一番上に、会議次第というのがあります。

その次に資料1「今後のスケジュール(案)」という、1枚ものがございます。

その次、資料2「子どもの未来をひらく教育改革」という1枚ものになります。

資料3、「論点整理のための討議資料」という、3枚ものがございます。

資料4、「特別支援教育について」という、この10枚ものでございます。

それと、一番最後に特別支援教育のパンフレットがあるかと思えます。

過不足ございませんでしょうか。途中に落丁等ございましたら、おっしゃっていただければすぐに差し替えさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、本日は、委員25名中、現在19名ご参加いただいております。3名ほど、少し遅れて来られる方もおられますので、最終的には22名になろうかと思えますが、設置要綱第5条2項の規定によりまして、会議が成立していることを申し添えておきます。

それでは、座長、よろしくお願いいたします。

2 議事

座長： それでは、ただ今より、「第2回子どもの未来をひらく教育改革会議」を開催します。議事に入る前に、中村委員、福井委員に、自己紹介と会議に対する抱負について、簡単にお話をいただければと思います。中村委員からよろしくお願いいたします。

中村委員： NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワーメントセンター「Bee」の代表理事を務めております、中村雄美子と申します。

このNPO法人では、北九州市で子育て支援の活動をされている団体の方、またボランティアの方に、中間支援をしているというNPO法人です。中間支援とは何をしているのだろうといつも聞かれるのですが、子育て支援の活動をされている方に情報の提供をしたり、また相談に乗ったり、そしてつなげていたり、それから、こういった子育て支援が足りないのではないかとということで、プログラム開発をして

いったりという活動もしております。

私自身は、小学校2年生の子どもが1人おりまして、子育て中の母親でもあります。平成13年に私の住んでいる小学校区が、子育て支援ネットワークのモデル事業ということで立ち上がりまして、その時から子育て支援という活動に関わっております。

私自身は、送っていただいた資料の中の、特別支援教育にとっても関心があります。身近にも、やはり少し気になるお子さんが、幼稚園の時は同じクラスだったのに、小学校になると今度は特別支援学級のほうに入られていたりして、「ああ、小学校になると、同じクラスでは一緒に学べないのだな」ということを目の当たりにしてきました。

あと、学校と家庭と地域ということで、役割分担をとということを課題に挙げられていたかと思うのですが、私はそうやって平成13年から地域の活動にかかわっております。地域の役員の皆さんというのは、北九州市の3層構造の中でいろんな事業が下りてこられていて、とても疲弊をしているという現状を見ております。これに、さらにまた何かの課題を、上乘せをされて、本当に地域の方々がやっていけるのかなという心配もしております。

こういった中で、どうやって役割分担をしていくのかというのを、この中で検討していけたらいいなと思っております。以上です。

福井委員：福井です。第1回の会議は欠席で失礼いたしました。なにぶん、仕事が大変不規則なため、今後も何かとご迷惑をお掛けすることもあるかと思っておりますが、私のできる限りのことは協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

プロのテニスの選手でした。中学校まで門司港で育ちました。競技の現役を退いてからは、オリンピックの監督ですとか、男子の全日本の監督、後進の指導、テニスの普及、また、最近ではオリンピック委員会の仕事も多く、現在、スポーツにおける様々な活動をしております。

スポーツに関わる仕事をする中で、つくづく感じることは、スポーツは人間が作った素晴らしいシステムだということです。人は、2人いると競争が生まれると言います。それは人の本能なのでしょうが、スポーツは戦うということが毅然としたルールによって守られて、そこには正々堂々だとか、そして潔い敗北というものが存在します。

今は、人と戦い、優劣を付けることが悪いことのように言われたりすることもありますけれども、勝ち負けによって己を知って、向上心を持つことができるということも考えられると思います。スポーツは、そのことをとても手っ取り早く実践することができるものだと思います。ルールを守る、礼儀を知る、鍛錬する、スポーツの基本は、人としての基本でもあると思いますし、教育的見地から見てもとても役立つシステムではないかというふうに思っております。

スポーツにかかわる者として、現場での指導から感じたことや問題点、情報などを提供していったら、教育現場のプロである皆さんの何かの参考になればいいな、現場への還元になればいいなと思っております。この会議に参加させていただいています。

1つだけ具体例なのですが、現在、各競技団体は、子どもたちにスポーツをどんど

んやっていたらこうということで、いろいろ考えております。

私の所属するテニス協会では、「マナーキッズ」という幼稚園・小学生対象にしたテニスの教室を全国展開しております。テニスの技術向上だけではなく、小笠原流礼法の常任理事の先生方にも来ていただいて、テニスをしながらか挨拶をして、礼儀を知っていただく。ご両親には、そこで講演をしていただいて、しつけについて話をしただく。そういうようなメニューも、テニスだけではなくて、たくさんの競技も、今、持っておりますので、また折り返しを見つけてご紹介させていただければと思っております。

35都道府県、130カ所で、約1万人の子どもたちが参加をしている実績もありますので、今日、資料を持ってきましたので、これを後で事務局の方にお渡ししますので、もしご興味があれば、ご覧いただければと思います。今後とも、どうぞよろしくをお願いします。

座長： ありがとうございます。前回、初会合ということもあり、委員の皆さま方から、自己紹介を兼ねて教育に対するそれぞれの意見、思いということをご発言いただきました。時間の制限もありましたので、十分議論をするということよりも、限られた時間の中で、皆さま方にご発言いただいたという状況になっています。それも、今日の資料の中では、若干整理させていただいておりますが、言い足りなかった点だとか、あるいはそれぞれの項目について、もっと深めるべき点ということがあるかと思っておりますので、そういった全体の方向性だとか、細かい内容、あるいは皆さま方同士の議論について、今日以降、深めていきたいと思っております。

今日の議題にも書いてありますが、今日の議題は、2点あります。1つ目は、「論点整理（認識の共有化、方向性の検討）」であります。この、方向性・認識、全体をどういうふうにか進めていくのかということ、ご意見をいただいて、2つ目の個別の問題、「特別支援教育について」ということも併せて、今日、議論していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思ひます。議題の1つ目、「論点整理（課題や議論の方向性についての認識の共有化）」につきまして、前回の会議が終わりまして、私と事務局のほうで、資料1から資料3まで検討しながら準備をしてきました。これらの資料に基づきながら、欠けている視点はないか、こういった事項も検討すべきではないかといったことなども、共通認識についても、この会議の場で深めていきたいと思ひます。

それでは最初に、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、ここからの事務局説明につきましては、失礼して、着席して説明させていただきます。

それでは、資料の1、「今後のスケジュール(案)」をご覧ください。こちらの表は、まず委員の皆さま方に、今後のスケジュールに対しまして、具体的にイメージしていただけるよう、あくまでも現時点でのモデル的なスケジュールをお示ししました。この改革会議では、委員の皆さまに議論を尽くしていただきたいと考えておりますので、1つのテーマで複数回にわたって議論をいただくことがあるかと思ひます。ま

た、検討すべき項目についても、このほかにテーマが出てくることも想定しており、会議の回数を増やすことも十分あり得ると考えております。ただし、平成21年3月には、ご提言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議事につきましては、会議ごとにテーマを設定いたしまして具体的に議論していただきたいと考えております。

資料には、第3回以降の議題を記載しておりますが、議題の順序、進め方等につきましては、座長調整の元、柔軟に対応したいと考えております。また、下の枠内にあります「・・・」、議題の項目の下にある「・・・」ですが、これは、今後の議論において、新たに考えられる検討項目が出てきた際に、追加するという意味でございます。一番右側にあります、現在空欄となっております「委員または関係者の意見発表」につきましては、会議開催ごとに、数名の委員または有識者の方から意見発表を行っていただき、それを元に議論を深めるために、次回以降、設定していただきたいと考えてございます。これが、資料1の説明でございます。

次に、資料2でございます。「子どもの未来をひらく教育改革」というペーパーをご覧くださいと思います。

この教育改革会議では、教育行政総合計画（いきいき学びプラン）の評価・検証を踏まえまして、具体的・実践的な議論をお願いしております。

この図は、「学校・家庭・地域」という、教育の主体となる「3つの柱」が、縦に伸びていると思います、その「3つの柱」と、「6つの議論の視点」や、「考えられる検討項目」との間にどのような関連があるかを示した図でございます。例えば、議論の視点「確かな学力と体力」では、実線部分の学校を中心に、破線部分の地域や家庭にも大きくかかわってくるといったように、見ていただきたいと思っております。

また、「家庭との連携や基本的な生活習慣向上の方策」といった、真ん中のほうの四角で囲った個別のテーマでございますが、こういった考えられる検討項目が、どのように「6つの議論の視点」と関連して、学校・地域・家庭との中に、どのように位置付けられているかを図示したものでございます。

ここでは、それぞれの検討項目がどの議論の視点と関連しているかについては、便宜上、かかわりの深いと思われる視点への矢印を出しておりますが、どの検討項目につきましても、すべての視点が必要であるということは、お含みおきいただきたいと思っております。そして、これらが、教育改革会議の議論によりまして、最終的に政策提言に収められていくことをイメージした図でございます。

続きまして、資料3でございます。「論点整理のための討議資料」でございます。

この資料3は、前回、第1回会議において、委員の皆さま方からいただいたご意見、内容について、事務局にて「6つの議論の視点」をキーワードに、それぞれに分類したものでございます。個々の発言内容などにつきましては、詳細な説明は省略させていただきますけれども、本日行われます論点整理の参考資料としてご活用いただければと思っております。先ほどの資料2と一緒にご覧くださいまして、全体のイメージをつかんでいただければということでございます。また、新たな議論の視点や、考えられる検討項目の追加がないかどうか、併せましてご議論いただければと思っております。

以上で、事務局からの説明を簡単でございますが、終わらせていただきます。

座 長： ありがとうございます。第1回目に配布した資料を全体的に入れ込みまして、整理したものが、資料1・2になります。2のほうでは関連図ということで、それぞれの視点だとか、検討項目、それを同じように入れ込みました。資料1にありますように、最終的には、平成21年3月に政策提言というかたちでまとめていくということになりますので、そこから逆算をして、今後の会議の在り方、どういう進め方がもっとも望ましいのかということについて、今日、皆さんでご意見を出していただければと思っております。

ただ今の事務局の説明にもありましたが、今回の案では第2回の今日から合わせて第11回までの間に、直接対応はしていませんけれども、右側の個別の議題に、それぞれの時期ごとに、この中から議題だとか課題を取り出しながら、議論をしていく。そして政策提言として、全体を整理しながら、もう一度検討していくということで考えています。

ですから、1回、1回で、きちんと議事を終了して項目としてまとめるというかたちではなくて、数回にわたって、何度も最終的に議論をし直していくということになりますので、皆さん方も、最初は、当初、こういう意見だったけれども、全体の関連性を見た時に、こういうふうに修正したほうがいいのではないかとということがあれば、最終的な提言までに修正だとか、あるいはもう少し膨らますだとかというようなかたちで進めていきたいと思っております。

今、説明がありました資料1から資料3を元にして、今後の進め方について、皆さま方からご意見をいただきたいと思っております。「こういうふうに進めたほうがいいのではないか」とか、あるいは、「こういう視点が抜けているのではないか」ということがあれば、ご意見を出していただければと思っております。

委 員： この6項目を検討整理する前に、ぜひ一つ確認していただきたいことがありますので、ひとつお聞きください。

実は、平成9年、今から10年前ですけれども、風化させてはならない不祥事件がありました。神戸のA少年事件です。その加害者が、中3の生徒であることがはっきりした時に、当時の小杉文部大臣が、「国民の皆さんへ」と言って訴えたことがありました。ご存じの通りですが、要するに「家庭と地域の教育力をぜひ高めてください。でなければ、学校は崩壊してしまうんだ」と、そう言いました。ここで言う「子ども」というのは、もちろん、園児や児童・生徒の総称ですが、その教育は、学校に、先生方に、「おんぶにだっこでは困る。それでは教育はできない」と。そう訴えたのが10年前でした。

それで、「家庭・学校・地域、三位一体で教育を」という考え方は確かに定着しましたが、現実はそのようではない。実際このプランを見ても、やはり学校に若干おんぶにだっこではないかと。もっと家庭の教育力や、地域の教育力、このあたりをもっと深める、追及する、そうすることのほうがより素晴らしい教育改革につながると私はそう思います。そういう考え方に立つこと、その認識を共有することが、まず最初ではないかとそう思っております。

そしてご存じのように、4年前に「食育基本法」が成立しました。この食育は、今

は学校だけですね。やはり家庭にその意識を浸透させることが必要ではないかと思えますし、それから3年前には「次世代育成支援対策推進法」という法律が成立しました。もちろん、子育て支援法です。

この法律が、要するに今までは、子育てや教育を教育委員会だけに任せてきた。そうではなくて自治体、つまり都道府県・市町村も積極的にサポートをなささいという法律なのです。何をするのか、アクションプログラム(行動計画)の作成も義務付けている。それでこの子育ての「子どもプラン」ができたのでしょうか、要するに教育改革の基本は、くどいようですけれども、家庭・学校・地域三位一体で、支え合い高め合う教育の構築、その具体化だと。そういうふうに、まずお互いに認識を共有する必要があるのでないか。

前置きが長くなりましたが、資料1・2には、議論の視点について6項目提示されており、今後のスケジュール(案)では、「家庭との連携や基本的な生活習慣の向上の方策」とあっておりますけれども、6項目の中に、やはり入れなければいけない問題がある。何かということですが、2つほどあると思うのです。

1つは、やはり「子どもの安全・安心の問題」。これは、私は文言を次のように考えております。ぜひご検討ください。「校内・登下校・外遊びの安全・安心」この面については、やはり入れるべきではないか。施策が十分であったとしても、今からの社会不安を考えたら、当分予想されます。これは、今の施策が100%安全・安心であっても入れるべきではないか。これは「いきいき学びプラン」でも最重要事業と位置付けてはおります。しかし、ここでもやはり、時間を取って精査をしてみる必要はないのか。「校内」というのは学校の危機管理です。「登下校」は行き帰りの安全・安心です。それから「外遊び」は今やっております地域の危険箇所の点検と、子どもの遊び場や公園の点検、そのサポート・指導。残念ながら、1年間閑古鳥が鳴いているような遊び場もあるのです。外遊びはもっと大事にしないといけない。そういう観点も含めて、現在の施策が100%十分であったとしても、項を起すべきではないかと私はそう考えました。

それから2つ目に、基本的な生活習慣に少し載っておりますが、やはり重要で緊急的な教育課題は家庭との連携だということ。要するに「早寝・早起き・朝ごはん」の運動。これも「いきいき学びプラン」では、教育課題との整合性から考えても重要な課題だと、そういう認識が必要ではないかと思っております。文言はどういうふうになるか分かりませんが、「生活のリズムづくり」または「生活習慣づくり」。これは避けて通れない。子どもたちの教育活動の基本になるのです。学校だけではなくて、先ほど言ったように家庭でも学校でも、それから市民センター、つまり地域教育の中でも、もっと大事にすべき課題ではないかとそのように考えております。

今回の、全国の学力テストの第1位は秋田県でしたが、秋田県がどうしてこうであったかというのは、もうお分かりでしょう。要するに、生活習慣と家庭学習が定着しているのです。県を挙げて、生活と学習の基礎基本、これを根付かせているのです。

決してそのまねをするわけではありませんが、実は、私が教育委員会にいたころ、もう今から40年も前ですけれども、今は指導第二課ですか、そこで私が生徒指導をやっていたころに、教育長が、責任者へということで私のところに来まして、こう言いました。「ちょっと今、ものすごく先生たちが苦労しているが、教育困難校と言わ

れるところを案内してくれ」そういうことで、私は案内したことがあるのです。教育長が、「この時代先生はやはり大変だ。どうにかならないのか。家庭にも訴えたらどうか。」と僕に言ったことがあるのです。

なかなか難しいけれども、避けて通れない。この問題は、全ての教育活動の基本になる。「子どもの生活改善、リズムづくり、基本的な生活の習慣化、早寝・早起き・朝ごはん」色々言われております。今、全国協議会もできております。全国的には、会社も随分たくさん協賛しているのですが、インターネットを検索しても、北九州は残念ながら、ゼロなのです。要するに、これについてはもう少し力を入れていく必要がある。もう、モデル事業の段階ではない。ここで十分検討をして、作業部会をできるだけ早めに立ち上げるぐらいの気持ちが必要ではないかとそう思っております。

もう1つは、この議論の視点の中の「学校の力をさらに高める」というのがあります。これも大事ですが、論点を整理する意味で、これは、ぜひ括弧の中に入れてもらいたい文言があります。「(子どもと向き合う時間の確保)」を入れてほしいということです。先生たちは多忙なのです。これはぜひ、学級担任の先生方、園の先生方にアンケートを取ってほしい。要するに、優秀な先生ほど時間が必要なのです。保護者の啓発も必要なのです。素晴らしい学級担任はそうしているのです。おそらく時間は足りないはず。

それから、文科省もこれはもう視野に入れて、おそらく学校支援地域本部を設置すると言っている。このあたりについても、ひとつ考えてもらいたい。この時間不足から、学級経営、特に自治能力の育成や、係活動の機能化、保護者との連携が不十分になっている。これは生徒指導の理念を生かした学級経営、こういったことをもっとやらなくてはいけない。これが希薄になっているのです。これは、ぜひひとつ考えてもらいたい。私たちのころよりも、もっともっと、今、教育は難しくなっている。ものすごく難しい。そのことを考えて3点、以上です。

座長： ありがとうございます。そのほか、ご意見があれば、出していただきたいと思えます。

委員： こういう一つひとつ具体的な話の前に、ぜひ、「学校って何だろう」、「勉強は何のためにするの」ということを、議論をするというのが必要なのではないかと思うのです。

皆さん「学校」とは全部違うと思うのです。勉強をするところだと考えてらっしゃる方もいるし、友達をつくる場所、社会的なルールを学ぶところだと、いろいろあると思うのですが、僕は、自分が本当にやりたいことを見つける、夢を見つける場所であるというふうに考えています。子どもたちにも、そういうふうに言っています。ですから、今の時代の中で、学校というのは何なのだろうということを、ぜひ議論をしていただきたいということがあります。

今22歳になる子どもが、中学校2年の時に、僕に「お父さん、勉強って何のためにせんといかんと?」。彼女は踊るバレエをしまして、ほとんどもう勉強する時間がなかったのです。だから、それが、君が、将来何かなりたいという時に、夢を実現する基礎の部分として必要なのだという話をしたのですが、「お父さん、先生にそ

れ、聞いていいかね？」と言うから、「ああ、いいよ」と言って、非常に内気な子だったのですが、勇んで学校に行って、校門で先生に「先生、勉強って何のためにするのですか」と聞いたら、「おまえ、ちょっと来い」と言って、いきなり保健室に連れて行かれて、「今日は休んどけ」というふうに言われたのです。妻にもすぐに電話がありまして、「あの、何かお嬢さんがおかしいですよ。無理矢理バレエをさせているんじゃないですか」というようなことを言われたと。しばらくすると、スクールカウンセリングを受けなさいと言われて、授業中にこう呼び出されて、「さん、行ってきなさい」ということで、1時間ぐらい話をして。「結局、その何のために勉強するのか、答えは出たの？」と言ったら、「先生は誰も答えてくれなかった」ということなのです。ですから、一つひとつの教科については、努力をなさっているというのは分かるのですが、そのところで、「何のために」というところを、ちょっとこう答えていただいたら、モチベーションも少し上がるとか、インセンティブが出てくるということがあるかと思しますので、そのところでも少し議論をしていただければ有り難いと思います。

座長：他に落ちている論点や項目、全体の進め方についても、ご意見ありませんか。

委員：先ほど、委員が、「酒鬼薔薇事件」のことをおっしゃいましたけれども、あの子が2,500日の矯正を終えて社会復帰した時に出た本があります。その本をよく読んでみると、草薙さんといって「僕がパパを殺すことに決めた」で少し問題になった方ですが、いろいろな供述書から導き出している中で、2,500日の矯正をしている間に、矯正者に心を開いたのは5年くらいたってからだと書いてあるのです。その5年たたなければ心が開かず、矯正教育を受け付けなかったというところで、どういうことがあったのかというと、戦略を変えて「赤ん坊包み込み作戦」、それから「擬似家族体験」という方針に切り替えてから、やっとその心を開くようになった。

そうしますと、今回も教育とは一体どこから始まるのかという問題になってきますけれども、「幼稚園は幼児を保育し」という学校教育法の77条もあるのですが、幼稚園も「保育」という言葉しか使っていない。保育所には教育がないと言われますけれども、この「酒鬼薔薇」事件の矯正記録の中にもコメントがあるのですが、「その場で起こったのではなく、生まれてからの時間と環境の中でこれは作られたことだ」というふうに書かれているのです。

今回、乳幼児期のことについては、何も触れられていない。それから、国連の児童権利委員会が一昨年の秋に、「条約の締結国は、もっと生まれてから数年間の人生の初期における心と体の脆弱性をもっと意識して、そこに心を砕きなさい」という提言もあるわけです。

そうしますと、先ほどの生活リズムの問題もそうなのですが、北九州では保育園普及研究会というのを作っておりまして、委員さんといろいろ検診表の表作りなどもやっています。この表を4、5歳児は一緒に使っていて、検診の前に家族からアンケートを取っているのです。その比較をするときに、どうしても幼稚園の子どものほうが、生活リズムが整っているという発表になるわけです。夜も早く寝て、朝も早く起きて、ご飯も食べてくるということになるのですが、その背景を調べますと、働く親たちの

労働時間が非常に長時間化している。子どもたちを長時間預けることが、さも子育て支援であるかのような、限りない保育時間の長時間化の中で、子どもが家族と一緒に触れ合う時間や、大人たちから本当に愛されているという気持ちが届いていない。そういうところから、安定を欠く子どもたちができて仕方のない社会状況もありますし、帰って来た子どもが、親と触れ合う時間を持って、その興奮から寝つけなくて、夜就寝が遅くなる。それで、朝も起きるのが遅くなる、親は早く勤めに出なければいけない、無理やりに起こして食事をさせるいとまもなく、行かなければいけないと。

そういうことで、子どもたちの乳幼児期の大切さ、心と体の脆弱性に注意して心を砕いていってほしいということをお母さんたちにも働きかけるのですけれども、何か施策の方向が、私たちは「子育て支援」よりも「子育て放棄支援」に加担しているような思いを持ち続けているわけです。

ですから、この辺で幼稚園の子どもと保育所の子どもと比較するのではなく、やはり乳幼児期に家族の大切さ、大人たちから子どもが愛されていて、人間を信じる心、自分自身ができる心、その辺から教育は出発しなければいけないということを感じておりますけれども、今回その教育というところが学校教育に視点がいて、家庭教育という、そこの一番根っこの部分にもっと視点を充てて、議論をしていただきたいということを一言申しておきたいと思います。

座長： ほかの方、ご意見があれば。

委員： 今の、委員のお話のもっともだと思うのです。実はやはり、三位一体と、家庭・学校・地域とこう言いながら、残念ながら施策に出てくるのは学校なのです。これは十分反省する必要があると思うのです。家庭も、決してその押し付けるのではなくて、サポートする方法が色々あるはずなのです。家庭をサポートする。

私は「ひまわりの会」という会を主宰しております。そのお母さんたちにどういう声があるのかを少し聞いてください。小学校のお母さんたちは「なかなかしつけができない」ということをよくこぼします。感想文を書かせてもそう言います。今度は、お母さんたちが非常に苦労しているのが、生活態度の習慣化です。

北九州の場合は保育園と幼稚園にほとんど行っているのかどうか、未就園児がどれくらいいるのかわかりませんが、もしそういう子どもがいるとしたら、その未就園児も含め、本当に今、格差が教育の中にも、保育園の中にも、私は入り込んでいると思っています。

遅くまで起きている子どもたちは、確かにパーセンテージでいけば少なくなっているというふうに報告が来ておりますが、学級担任は、基本的な生活の習慣ができてない子どもが一人、二人いても苦労するのです。やはりこれは徹底すべきではないか、もっとサポートすべきではないか。

今、こういう意見をお母さんたちは持っています。小学校の保護者はしつけができない。それから中学校の保護者は、子どもの心が見えないとこう言う。しつけや生活習慣づくりができていないから、中学校では心が見えなくなるのは当然なのです。それから、園児の頃からの積み重ねが大切だと、心と体の健康づくりが一番の親の務めと言っております。

それから中2の親は、「寝る時間など全く不規則です。体によくないと知りつつも放任です。中学からでは遅いです。」「自由にのびのびと、だけでは健やかな成長は期待できません。」「小4の男の子の親、「毎朝バトルです。戦争です。言わないと起きないし、準備もしません。生活改善のこと、どうにかしたいのですが。」「私のところは2人ですが、家族と話し合って9時半には寝かせています。大変助かっています。子育てが楽しくなりました。これについては、皆さんものすごく感動して、家族の、特に父親の協力が要だと。それから、『本当の学力をつける本』。これは皆さんご存じの陰山英男氏です。それを読んで参考にして、約束させて、それが習慣になって軌道に乗ったと、そういう家庭もあります。話し合いの資料がほしい。子どもを納得させる資料がほしい。確かに文部科学省は、毎年3億円をかけて家庭教育資料を作って配布しておりますが、残念ながら役に立っていません。北九州で素晴らしいものを作れると思うのですね。そういうことも拳がっております。「夜更かしして朝食もとらずに学校に行く。このような生活を続けていると体も心もポロポロになります。このような状況はどのお子さんにも避けたいですね。教育委員会しっかりしてください」という声もありました。もっと指導してくださいというのでしょうかね。

「早寝・早起き・朝ごはんといくら唱えても定着しない。」「しつけというのは、決めつけない、押し付けない、気付かせることだ。こういったことを、啓発しなければいけない。先ほどの、家庭のあり方についてもありましたが、何かいい方法がきっとあるはず。そういったことを根付かせる努力が、まず先かなという気もいたします。以上です。

座長：ほかにご意見がありましたら、今後どういう視点を立てていくか、どういう順番にしていくのかということにかかってきますので、そういった、内容というよりも、こういう視点をやっていったほうがいいのか、落としてはならないとか、それはこういう順序で進めていくほうがいいのかということがありましたら、併せてご意見出していたきたいと思います。お願いいたします。

委員：ちょっとお伺いしますが、子どもは親がしつけるものでしょうか、それとも学校がしつけるものでしょうか。

私が前回から申し上げたように、子どもは親がしつけるものです。学校は教育をする。学ばせる。それを線引きしないことには、この議論はまとまらないのではないのでしょうか。その親の未熟さというのは、戦後教育の弊害です。いわゆる、誇りを持たない日本人を作ってしまった。そこを何とか親御さんに考えていただいて、教育というもの、しつけというもの、いわゆる徳育をしっかりしてもらわなければいかん。そこを完全に線引きしないことには、いくら議論しても、意義は持たないのです。まず、一番最初からスタートしましょう。そんないろんな取ってつけたようなこと言わなくても。そこから議論しましょう。

委員：今日、2回目なのですが、2回目を前に事務局のほうから資料をいただいて、第1回目と2回目の進め方については、僕はこの方向で進めていけばいいのではないかなと思います。

それともう一つは、中身を考えれば考えるほど、一言で言うとこれは大変なことだと、難しいと。もうとにかくやらなければいけないことなのだが、本当に我々でできるのかという思いにかられております。

北九州市民憲章。これは約30年前にできまして、毎月1回唱和しておりましたが、あれが北九州の市民がこうあるべきまちづくりをしたいという憲章なのですが、あれは実によくできている。ああいう内容の教育改革といいますか、北九州市民教育方針みたいなものができればいいなと思います。

非常にこう、いろいろ言いたいことも書きたいこともたくさんあるのですが、その中で家庭教育も学校教育も地域教育も含めて、その中にエキスというものをどんと入れられるものか。学校の教師の方々も読めば内容が分かる、理解できる。家庭の保護者も理解できる。学校関係者や保護者、地域の人たちも分かるような内容のものができればいいなと思いますけど、大変難しいのではないかと。

例の会津の「ならぬものはならん」というような表現になるだろうと思いますが、そうなってくると教育の現場に携わる先生方、そして保護者も、毅然とした態度で子どもと、今後接していかなきゃいけないというものになるのではないかと思うし、今の内容の進め方で、僕は基本的にはいいのではないかと。

もちろん、中身を含めて精査する必要はありますけれど、その中でどこをどう取っていくのかという部分の作業になるのではないかと思いますので、今のかたちで進めていかれたらいいものができる方向にいつているのではないかなと思います。以上です。

座長： ありがとうございます。そのほか、ご意見、進め方についての提言だとか、あれば出していただければと。

委員： 資料2に図がありまして、スケジュール等の日程の青写真が示されておりますが、学校現場の校長として、学校にあらゆることが求められているのです。確かに学校がしつけするのではないと言われておりますが、現状はどうかというと、保護者がことごとく学校にきめ細かなしつけ等を要求してくるというのが現状なのです。保護者等の認識が、今そういうところにあるということなのです。

さらに学校をよくする、子どもたちをしっかりと伸ばすという点で、まさしく必要な施策が次々と打ち出されているのですが、日々の学校は従来の教育活動を展開しております。プラス が次から次に来て、正直、私も含めて先生たちは手一杯の状況なのです。

今日、3年目と15年目の教諭二人に聞きました。昔は昼休みによく遊んだが、今は職員室に降りてきたり、子どもと運動場で遊んだり、そういう姿がほとんどない。「どうした？」と聞きますと、今日の宿題の点検や作文、テスト、プリントの点検、トラブルを起こした子との対応など。これは、小学校はどこの学校もきっとそういう状況ではないかなと。そして、この資料2の図を見ますと、 、 、 は学校に向けた矢印が出ている。また新たな施策が出ると、さらにプラス 、 のものが、学校に来るのかなと。

先ほどから少し議論になっておりますが、やはり子どもとしっかり向き合える、そ

ういう学校教育を目指さない限り、これからの子どもの確かな育成というのは厳しいのではないかという気がします。

もう一つは、家庭の教育力です。10年前に比べると、苦情や要望の件数は10倍以上になっていると思います。さらに今、日々の業務は10年前に比べると、教育活動以外に1.5倍くらい増えている感がいたします。

その辺りを含めて、今後ぜひ、子どもたちに返っていく、新しい施策を考えていただきたいと思います。以上です。

委員： それと、最近この委員になったきっかけもありますが、小学生の子どもたちの下校時間をみると、小学校1、2年生が5時すぎに下校しているのです。聞くと学校でお預かりしてくれていると言うのです。お預かりというのですか、親も仕事しているから、何々教育というのがあるのでしょうか。あれも学校に押し付けているみたいな気がするのです。帰った時に親がいないという家庭が多すぎたというか、共稼ぎといいですか、それが良い悪いではないのですが、そういう傾向になってきている。そして、核家族化が進んだ中で、帰ってもおじいちゃんもおばあちゃんもいないし、別々ですから、本当に一時言われました「鍵っ子」の傾向が顕著に現れてきているような気がします。

だから家庭教育の中で、その辺の部分というのも問題といたしますか、解決策の中の方向性としては必要ではないかなと思います。母親がいない、父親もいない、誰もいない。学校は5時まで、暗くなるまで小学校の1、2年生までお預かりしている。これもひとつの問題ですよね。

委員： 今回の発言をちょっとお聞きしていて、学校で、小学1、2年生を5時までお預かりしているというのは、多分学童保育のことではないかと思います。だから、学校で行う全児童対策というのとは違いますが、まだ北九州市ではそれまでできていないと思います。ですから、ここの放課後の居場所づくりのあり方は、また別な論点できちんと整理して、皆さんたちとどういうあり方がいいのかということをお話したほうがいいのではないかと思います。

それと、少しここで感じたのが、特別支援教育について、障害のある子どもへの支援ということはあるのですが、今問題になっているいじめとか不登校などの子どもの対策ということが載ってない。

それと、私はこんな言葉大嫌いなのですが、怠学という、学校をずるけて休むという考え方ですね。これはあまり好きな言葉ではないのですが、そういう子どもの問題を入れていただいたらいいのかなと思っています。

私は今、中学に週に1回顔を出していますが、本当に先生方は手一杯だと思っています。しかし前回から言っていますが、「教える」という観点では、本当に一所懸命頑張っていますが、やはり「育てる」という視点が少し抜けているのかなと。

それともう一つ思うのは、夏休みなどの長期休暇を利用して、子どもと向き合う時間を上手にとれないのかと。学校があっている時は、本当にもう手一杯で、もしかしたら十分に子どもと向き合う時間が取れないということは見えていて思います。しかし、それもやってやれないことはないと思うのですが、やはり長期休暇の使い方というこ

とをひとつ。外部から見て、私のように保育園に関わっていれば、長期休暇はないからこそ、1年間を通して子どもと関わり、向かい合っているのです。学校の場合は、普通は「教える」ということがどうしても中心になっているようなので、長期休暇は特に「育てる」というところで、少し視点を変えた関わり方ができるのではないかと考えています。

委員： 議論の進め方なのですが、確かに今回、ご提示いただいた6項目プラスで、一つひとつそれに提言をしなければいけないということになってしまうと、どうしても要素還元主義で包括的に政策提言できないおそれがあります。だから、最初から総論で臨んでしまうと、どうしても空中戦になりかねないですね。

やはり、その居酒屋談義にならないためには、今回ご提示いただいたようにテーマを設定して、特に北九州市のデータをつぶさに出していただいて、課題を共有化した上で議論していく。その時にその視点として、先ほど委員が言われたように、なぜ今特別支援なのか、なぜ今コミュニティスクールなのか、なぜ放課後居場所づくりなのか、というそれぞれの存在理由ですね。その必要性ということを特に北九州市との絡みで考えていく。ぜひそういう議論をしていかないと、その基本的なスタンスとして、責任が家庭にあるか、学校にあるかという議論をしていると、以前出していただいた北九州の「子育て十か条」のレベルを超えられないのではないかというふうに心配しております。

ですから、そういうかたちで、議論を深めていきたいというふうに考えております。

委員： 皆さんのお話を聞いていて、学校がとても大変な状況にあるということ、それと家庭が、これからもう一度力を取り戻していく必要があるということがすごくよく分かるのですが、なかなか家庭の力を取り戻すのに即効性がある手段はないということで、どうしても学校の負担が増えてくる。でも、学校の先生方、本当に大変だと。

私は、お世話になる子どもおりませんので、学校の先生とお付き合いは、仕事上で多少あるくらいなのですが、本当に大変な思いをされている。非行少年の審判とかに学校の先生来られて、授業はどうしているのかなとか思いながらも、来ていただいて本当にありがとうございますというかたちであります。

ここで、提言の中で私としては、これは私のもちろん私見ですけども、学校の先生を増やしてもらいたいということまで、この場で踏み込んでもらえたらなと思います。先生を増やすには予算もあるし、いろいろありますが、結局こういうやり方とか、教育のあり方とか、先生の姿勢とか能力とかいうのも、ものすごく大切なのですが、私が見聞きする範囲では、圧倒的に人数が足りないのではないかと、数的にも足りないのではないかとこの印象を強く持っているので、結論はともかく、そういった点も検討して、そういう提言も、最初からしないというのではなくて、視野においた議論をしていただきたいなと思っています。

委員： 第1回目の時に意見を述べたのですが、「教育＝学校」という思いを寄せられすぎているのではないかとこのことを、私は申したと思うのです。それを今、先ほど委員のほうも言われましたが、教師が昔に比べてということはありませんが、現実には本当に

忙しい。

現実は今、中学校では完全給食モデル事業に向けて検討しておりますが、その件もこの間申しましたが、完全給食モデル事業なのですけど、弁当方式と食缶方式がありますが、弁当方式は、教師が給食指導に20分なり、25分つくだけで、一人一人の仕事が行き詰ってしまうという現実が、もう先に見えているのです。ところが、これもモデル事業ですから、現状のままで一度やっていきたいということで、教育委員会は申されております。

先ほどから教員が子どもと向きあう時間をとか、長期休業期間中にという話も出ましたけど、私も以前若い頃は、夏休みに年休を利用して、クラスの子であるとか、部活の子もとかを個人的に「おい、行くぞ」と、保護者に連絡して連れて行っておりました。でも、今は自由に連れて行けないのです。まず、それをすると教師が処分を受けるのです。それから、校長が処分を受ける。結局、事故等があった時には全て管理責任が問われる。そうすると、やはり教員はそれをしたくても、許可を得なければならぬとか、いろいろなシステムが出てくる。これは法的なところで、しょうがない部分があると思うのですが、教員をがんじがらめにしている。昔は、まあまあという世界があったのですが、今は世の中が訴訟社会になっているがために、ガチガチになってきているというところはあると思うのです。

よく言われますが、学校の先生は夏休みがあるからいいよねと。実際、学校に外部から入って来られている方は分かると思うのですが、夏休みは、世間一般で言われているような夏休みではないですね。

土日、祝祭日に宿泊を伴う行事をやると、前4週、後8週というところで振り替え休日を取りなさい。ところが授業があってもなかなか取れない。そうすると、どうしてもそういうものを、長期休業期間中に取らざるを得ない。また、研修も夏休みにいっぱい入ってくる。結局は、子どもと向き合う時間が無くなる。

「学校の教員が」、「学校が」というふうに言われると、どうしてもかばうような、閉鎖的な感じで捉えられがちなのではと思うのですが、例えば、私がお願いしたいのは、先ほど言われたように教員を増やすとか、もう少しいろいろな予算の使い方をお願いしたい。ところがこれも教職員の定数に関する法律があって、いろいろ難しいところがあるのですが。

今回は、来年度に向けて、中学校1年生、小学校1年生の35人学級を、市長のマニフェストでやるということなのです。これもやると言われて「嬉しい」という保護者もおられるでしょうが、教育委員会としては大変な問題です。学校現場も大変な問題です。というのは、それだけの教員・講師のスタッフがいません。

あれもしたいこれもしたいとあるのですが、やはり今まで通りでは、学校現場のほうは太刀打ちできない、いろいろな施策が入ってくると、もっともっと動きが取れなくなってくる。そうすると、もっともっと予算をつけてと。教育の効果は、なかなか即効性ありませんが、毎年同じ時期になると、同じ道路を掘り返している。実際中身は違うのですが、もっともっと教育に予算をかけていただければ、少しずつ効果が現れるのではないかなと思っております。

それで、先程言われたように、あまりにも学校、学校のみに向いているような気がしますので、もっと違う論点で、ただ委員も言われましたように、その中身を一つず

つ精査していきながらやっていけば、うまくいくのかなという気がします。

委員： この検討内容を見ました時に、社会へのアプローチが少ないのではないかという思いがしております。

私は、日々学校保健等で活動しています。一番ネックになるのは、やはり「早寝・早起き・朝ごはん」にしても、結局親が作ってやらないともう朝ごはん食べられません。早寝にしても、子どもを寝せるためには、やはり親が早く夕ごはんを食べさせて、それなりのコミュニケーションをとって、そのあと寝かせるという過程が必要だろうと思うのです。しかし、残業とかがあって、帰ってくる時間が遅い場合、非常にそういったことが難しくなるわけです。

そうなった場合、企業関係、経済界へのアプローチというのが、やはりいるのではないかなと思います。いくらここで議論しても、子どもを育てることにおいて親に時間がなかったら、いろいろなしつけなり、教育なりというのは非常に難しいものがあるのです。

個人的に言えば、私の患者さんを見ていても、保育所から帰って来たら、熱が出て慌てて連れてきましたと、結局6時くらいに時間ぎりぎりに連れてくる患者さんは、ほとんどが共働きのお母さん方です。

そういったことを考えますと、企業へのアプローチというのは、やはり非常に重要なプロセスになってくるのではないかなと、日々痛感しております。

座長： 皆さま方の今のご意見を聞いていても、ひとつの狭いラインに関わって集められたメンバーではありませんので、現状に関する認識の違いだとか、よくご存知の方、あるいは全然分からないとか、そういう違いもありますので、そういったことも考慮して、今回のスケジュール案などで出しているのは、つまり、最低限2回のサイクルで考えていこうと提示をしてきました。

今日は後半の議題で「特別支援教育」というのを挙げていますがけれども、例えば特別支援教育についても、特別支援教育って一体何だとか、具体的にどういうことまでやっているのか、どこに課題があるのかということなども、基本的な課題だとかの情報共有しないと様々な意見、この場合は広くさまざまな意見を述べるという場所なので、細かく専門的にやるとしたら、専門の委員会を作って検討していただく方が、効率がいいわけですが、市民の意見、さまざまな観点を盛り込んでいくために開催された会議なので、1回、レクチャーというわけではないですけど、行政のほうからこういう取り組みをしている。こういう課題があるということを確認した上で、ただし、その課題に直接答えていくというだけがこの会議の役割ではないので、それも意識をしながらも少し広く、そういう実情あるかもしれないけれども、こういった方法も進める必要があるのではないかなというような意見は、この場で、最終的に提言という形で取りまとめていきたいと思っております。

皆さま方から今出されました意見についても、論点整理のための討議資料という中で、前回のご発言などもできるだけ項目として落としてきています。今出された意見についても、この委員意見の中に項目として落としながら、そして行政がどういうことを取り組んでいるのかという説明、それを踏まえて、私たちが議論する際には、今

まで出された意見や論点というものを確認しながら、この問題についてはどう考えていくか。あるいは、思い切ってこの行政の考え方というのをひっくり返していく必要があるのではないかということであれば、そういったかたちで少し論議を積み重ねながらやっていきたいと思っています。

ですから、行政のほうから説明、場合によっては委員の中で、専門的に一番近い委員に関して、少し用意をしていただいて発表していただく。場合によっては、この委員以外のメンバーから呼んできて、こういうことを進める必要があるのではないか。私はこういうことを問題と感じているということ、この場で、皆さんで少し学習もしながら意見交換をして、そしてこの論点整理のための討議資料を元に、最終的には提言というかたちで取りまとめていきたいと思っています。

ですから、1回頭出し、それから次回、1カ月あきますので、1カ月の間に皆さん方が必要な資料があったら準備していただきたいと思いますし、関係の人、あるいは周囲の人たちから意見を聞いて、皆さん方がこういうことをやる必要があるのではないか。私はこういうことを聞いた。これは大切だ。ということがあれば、1カ月後までにメモでもご資料でも準備していただいて、それをこの場で出していただいて、時間が足りなければ持ち越しながら、柔軟に対応していきたいと思っています。

今日の意見の中でも、この視点6点に関わらず、最初のほうの意見の中では子どもの安全や安心と言われるような、子どもの未来をひらくということを考えるというサインも、外側の問題、子どもの未来をひらくために安全・安心ということが確保されていないといけないのではないかと、この全体を包み込むような問題。

それから、内側の関連の問題。学校教育がより役割を果たすだとか、あるいは家庭教育の振興だとか、家庭の教育力の向上、それだけでなく家族である意味だとか、家族というそのものを取り戻していくような、そういったことまで視野に入れないと子どもの未来をひらくということはある得ないのではないかとのご意見も出されました。

今回は、今言ったように2回に渡って議論していこうと思っていますので、差し当たり、特別支援教育を先に挙げさせていただきましたけれども、次回以降に関しましては、途中「学校って何か」とか、「勉強って何だ」という提言がありましたけれども、子どもの未来をひらくというか、子どもにとって大切なことは何なのかという、そこから関連して家庭のあり方、学校のあり方、どういうふうに力を発揮すればいいのかということが派生してきますので、この全体の提言の目標だとか、具体的なイメージ、あるいは核となる部分ということも、はっきりとさせながら進めていきたいと思っています。

なので、この子どもの学力とか体力とか、特性に関わる部分の施策の状況だとかも説明を次回あたり入れていただいて、そして、次々回になりますけれども、子どもの未来をひらくというのは一体、子どもの未来とは一体何なのか。あるいは北九州市が今標榜しています、「教育日本一」とか「子育て日本一」という際に、この教育改革会議が日本一というのは一体どういう指標をもって日本一と考えるのかということも併せて、そういったことも意識しながら議論していきたいと思っています。

本来ならば、この中心部分から議論していくのが一番いいかと思うのですが、途中で皆さん方の意見でもありましたが、総論部分にとか、目標の部分になりますと非

常に抽象的になってきますので、やや具体的な例だとか、現実的な課題を意識しながら、総論的な部分、目標の部分にイメージをつけて、そして核の部分のところも意識しながら、最終的にまとめていきたいと思っています。

今のご意見を聞きながら、今後のスケジュール案の議題の出し方の中身については、若干ちょっと修正する可能性があります、ひとつ前回に頭出しをしていただいて、そしてそれを次の回に主に討議していく。そして後半部分は、次のテーマにかかるようなものを頭出ししていただいて、それで討議をしていくというようなスタイルでいきたいと思っています。

ですから、最初にお示しされた議題については案なので、これは皆さん方の意見をもう一度、資料3「論点整理の討議資料」にもう一度落とし込みながら、非常にボリュームの高いものに関しては2回に分けないといけないということになりますし、少ないものに関しては、ほかのものと合併して議論するということもできますので、やや見直す可能性もありますけれども、2回に渡って議論していくという中で取りまとめていくという方向で進めていきたいと思います。

柔軟には対応していきたいというふうに思いますので、とりあえずそういったかたちで進めていくということでしたら承知していただいて構いませんでしょうか。

(「はい」の声)

座長： それでは、そういったかたちで進めていきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

細かいことに関しては、やはりこういったやり方ではまとめていくのが難しいということであったら、改めてやり方を変えていきたいということ、皆さん方にお諮りしたいと思いますので、当面このスケジュール案に基づきながら進めていきたいと思っています。

それでは、ここで議題2に移る前に、10分間休憩を取りたいと思います。55分に再開というかたちで、休憩を取りたいと思います。55分になりましたら、着席をお願いいたします。それでは、休憩いただきます。

(10分間休憩)

座長： それでは、再開したいと思います。

1回目の会議のときに、「本市教育行政の現状と課題」という資料をお配りしましたけれども、この中でいうと18ページ以降になりますし、「北九州市教育データ集」でいいますと32ページ以降ということになりますけれども、併せて今、北九州市がどういう状況にあって、あるいは特別支援教育というのは一体どういうもので、どういう課題があるのかということについて、事務局から説明をしていただきたいというふうに思います。それでは、よろしく願いいたします。

事務局： 説明に先立ちまして、この第2回会議で、先に「特別支援教育」を取り上げさせていただいた理由について申し上げたいと思います。

まず、本年4月に施行されております学校教育法の一部改正に伴いまして、対象者の拡大等、養護教育から特別支援教育へ移行が行われております。本市においても、今後の特別支援教育に関する施策の立案や、その推進体制の整備を早急に整える必要がございます。そういったことで、現在、「北九州市特別支援学校のあり方検討会議」というものを設置いたしまして、本市の「特別支援教育推進プラン」作成の作業を進めているところでございます。

また、第1回目の会議におきましても、特別支援教育につきまして、委員の方からもご意見をいただいているところでございます。このため、本市といたしましては、できるだけ早く今後の特別支援教育に係ります方向性を示していただき、推進プランの策定に移っていきたいというふうに考えてございますので、先にこの議題を取り上げさせていただいた次第でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

特別支援教育とは、簡単に申し上げますと、障害のある子どもたちに対する教育のことでございます。今回の説明のポイントは、大きく3点ございます。

1つ目は、「新しい特別支援教育」についてご理解いただくこと。それから2つ目が、「北九州市の特別支援教育」についてご理解いただくこと。それから3つ目が、「北九州市の特別支援教育の課題」についてご理解いただき、今後の協議につないでいただくことでございます。

まず最初に、「特殊教育(養護教育)から特別支援教育へ」という点でございます。

特別支援教育のスタートとしまして、まず法律の改正がございました。今年の4月1日に学校教育法の一部が改正され、これまでの特殊教育、北九州市では養護教育と呼んでおりましたが、それが特別支援教育に変わっております。

こうした法の改正の趣旨につきましては、一つは、子どもたちの障害の重複化に対応するために特別支援学校という制度を新しくつくるということ。それからもう一つは、小・中学校において、これまでの特殊教育では対象となっていなかった学習障害など、通常の学級で学習している障害のある子どもたちに適切な指導や支援を行っていくということにあります。この法改正によりまして、各学校における特別支援教育のあり方などが法的に位置付けられております。

まず、「特別支援教育の対象」の図をご覧ください。従来の特殊教育「養護教育」は、その図でまいりますと、右から、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導という、特別の場で指導を受けていた子どもたちだけを対象としておりました。新しい「特別支援教育」は、通常の学級で勉強しているLD等、障害のある子どもたちも含めていくこととなります。

この新たな対象となります障害、学習障害等について少し補足の説明をしてまいります。5ページをお願いいたします。そちらに、「学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等」を示しております。これは、いずれも知的発達に遅れのない子どもたちでございます。

その中で、「学習障害」につきましては、聞く、話す、読む、書く、計算するなど、いずれかが苦手な子どもたちのことです。

それから、「注意欠陥多動性障害」は、気が散りやすく、集中できなかったり、思ったことをすぐに行動に移してしまったり、落ち着きがなかったりする行動を特徴とする障害のことです。

「高機能自閉症」とは、対人関係が苦手であったり、場に応じた言葉の使い分けや、場の雰囲気を読み取ることが苦手であったり、こだわりがあったりすることを特徴とする障害です。

もう一度1ページのほうにお戻りください。小・中学校におきましては、これからは通常の学級において、こうした学習障害など障害のある子どもたちも意識しながら適切な指導や支援をしていくことになります。

次に「特別支援学校」になりますが、特別支援学校ではこれまで同様、子どもたち一人一人に応じた教育をしていくということに加えまして、特別支援学校なりの専門的な知識や技能を生かしながら、小・中学校で勉強している障害のある子どもたちについての助言、援助をするという役割が新しく求められることになっております。

このように、障害があり特別な支援を必要とする子どもたちへの教育ということを踏まえまして、新しく今年4月から学校等にかかわる名称を改正しているところです。まず、「特殊教育」、本市の「養護教育」を「特別支援教育」に、また「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に、そして「特殊学級」、本市でいいますところの「養護学級」を「特別支援学級」に、それぞれ改正していることになっております。

では、続きまして2ページ、「北九州市の特別支援教育」について説明いたします。

本市では、特別支援教育を推進していくために、今年4月から教育委員会の組織を改正しております。まず、教育委員会に新しく「特別支援教育課」を設置しました。課が進めている特別支援教育の取り組みについては、後ほどご説明いたします。

もう一つ、これまで養護教育にかかわる相談や研修を行ってまいりました「養護教育センター」につきましては、「特別支援教育相談センター」に改めまして、特別支援教育にかかわる相談機能を集約し、相談、支援機能の充実を図ることとしております。

では次に、特別支援教育の北九州市の現状について説明してまいります。別冊の「北九州市の特別支援教育」というリーフレットが後ろについてあると思いますので、そちらで説明いたします。2度開いていただいた左上のほうから説明してまいります。

一番左側の四角の中の上のほうにあります、「通常の学級における特別支援教育」でございます。まず、特別支援教育としての新たな取り組みは、ここが一つの中心になってまいります。通常の学級では、子どもたちの得意なところや苦手なところを学校の中で十分に知った上で、一人一人についての配慮や指導の工夫を行うこととなります。子どもたちの学び方の特性に気付き、学びやすい方法で教えていくこととなります。

左側の下になりますが、「通級指導教室における教育」です。通常の学級で勉強している軽度の障害のある子どもたちを対象としております。子どもたちは、教科の勉強は自分の学校で行いながら、週1回程度、通級指導教室のある小・中学校に通って障害を改善していくような勉強を行っています。現在、本市には、言語、情緒、難聴、弱視、LD・ADHDの通級指導教室があります。それぞれ設置している学校は下の

表の通りでございます。

続きまして、特別支援学級でございます。これは、これまでの養護学級でございます。小学校や中学校には特別支援学級がございます。特別支援学級では、小さな集団で子どもたちの障害の様子に応じた学習をしています。本市では、「知的障害」の学級を59校に設置しております。そのほか、情緒や行動の不安定な子どもたちのための「情緒学級」を、下の表にありますように8校に、それから「難聴」の子どもたちのための学級を5校に。そして、肥満等の子どもたちのための「健康教室」がございますが、これを1校に設置しているところでございます。

続きまして、真ん中から右にまいります。特別支援学校でございます。本市では障害に応じて、より手厚く、きめ細かな教育を行っている特別支援学校が9校ございます。特別支援学校は大きく3つの種類があります。まず、知的に遅れのある子どもたちのための学校です。本市には、下の四角の中にありますように5校ございます。5校の学校の中で一番下になりますが、高等部のみの特別支援学校としまして、今年度19年4月に開校した「北九州中央高等学園」がございます。ここでは、軽度の知的障害のある生徒を対象に卒業後の就業を目指した学習を行っています。

それから、次に右の上のほうになりますが、車椅子を使うなど肢体が不自由な子どもたちのための学校が本市には2校ございます。さらに、病弱の子どもたちの学校も2校あります。なお、障害が重くて学校に通学することが難しい子どもたちや、病院に入院している子どもたちには、教師が家庭や病院に出向いて勉強する「訪問教育」も行っております。特別支援学校のそれぞれの学校名、あるいは所在地等につきましては、そちらのリーフレットをご覧ください。

次に、「特別支援教育の取組」について説明いたします。資料の6ページをご覧ください。本市における特別支援教育の取組をまとめたものが、この資料の図になってまいります。

まず、左上の小・中学校になりますが、小・中学校では、障害のある子どもを、担任だけでなく、校内全体で支援するため、大きく3つのことに取り組んでいます。まず、「校内委員会を設置」し、障害のある子どもたちの得意なところや苦手なところを整理したり、どのように支援をすればよいかを考えたりしております。また、学校内の教員が「特別支援教育コーディネーター」として、校務分掌に位置づき校内委員会の運営や関係する機関との連携などを行っております。さらに、一人一人の得意なところを生かし、苦手なところを補いながら学習を進めるための「個別の指導計画」を作っています。

次に、右上の特別支援学校をご覧ください。特別支援学校では一人一人に応じた教育を行うため、例えば看護師や就労に向けた指導を行う企業関係者など、外部の専門家を配置しています。また、乳幼児期から卒業後までを見通し、関係機関と連携した個別の教育支援計画をつくっております。それだけでなく、特別支援学校では小・中学校を支援していくために、専門的な知識や技能を生かし、小・中学校等に指導・援助を行っているところです。

また、同じように、小・中学校を支援していくため、教育委員会内に設置した「特別支援教育相談センター」を中心として、小・中学校を訪問して助言や支援をする「巡回相談」、あるいは入学に向けた「就学相談」、あるいは「教育相談」、こうしたもの

を行っているところです。

そして、最後に、学校教育関係者以外の人の協力も得ながら、子どもたちを支援していくために関係機関との連携も進めております。ここでは、特別支援学校を中心に特別支援教育のネットワークをつくったり、各学校が医療や福祉、労働との関係機関と子どもたちについて話し合ったりしております。

このように、小・中学校、特別支援学校、あるいは教育委員会、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら特別支援教育を推進していくことを、今取り組んでいるところでございます。

それでは、今後の課題にまいります。2ページにお戻りください。

先ほどもありましたが、本市における特別支援教育を今後、全体的、総合的に進めるため、本年度、「特別支援教育推進プラン」の策定に取り組んでおります。現在、外部の検討会議の意見も受けながら、今後の特別支援教育を考えていく柱を、現在大きく4つの項目から考えております。そうした項目における課題について、この教育改革会議の場において、まずご理解いただき議論をいただければと考えております。

1つ目は、「特別支援教育推進に向けた全市的な体制の整備」でございます。北九州市において、特別支援教育を進める体制を考えるにあたっては、北九州市内の強みを生かすということが大切と考えています。本市には、「総合療育センター」という医療機関に併設する教育の専門機関として、先ほど申し上げましたが、市立の「特別支援教育相談センター」があります。また、市立の特別支援学校が9校あります。こうした強みを生かす中で、すなわち「特別支援教育相談センター」を頂点にしながら、特別支援学校の「助言援助」機能を位置付けながら、小・中学校等を支援していく体制をモデル的に構想したものが、この図になってまいります。全市的な将来像のあり方に向けて、あるいは、特別支援学校の援助機能のあり方や役割分担、小・中学校間の相互連携などが、これからの検討していく上の課題になっていくというふうと考えております。

続きまして、3ページでございます。2つ目は、「特別支援教育の場や教育環境の整備」でございます。現在、特別支援学校には、先ほど申し上げましたが、医療・労働等の専門家を配置しつつあります。一方、小・中学校には、特別支援教育補助として、現在約20人の市費の嘱託講師が配置されております。今後、学校からの特別支援教育に対するニーズに応えるためには、市民等の力も借りる必要があると考えております。ボランティア活用などが課題になってまいろうかと思えます。この点についても、ご議論いただければと考えております。

それから、3つ目になりますが、「一人一人の教育的ニーズに応える教育の推進」でございます。特に、障害のある子どもたちの支援は、入学前、卒業を見通しながら一貫して行うことが大切と考えています。この図の斜線部分、すなわち幼稚園や保育所などにおける気付きから、小学校などへの移行、あるいは卒業後の高等学校や社会生活への移行などが課題になってまいります。保護者への理解の進め方、あるいは移行に向けての連携のあり方。また、情報の引き継ぎの方法などについても、ご議論いただければというふうと考えております。

なお、移行部分の背景となります就学について、少し説明を申し上げます。資料の7ページをご覧ください。

これは、障害のある幼児、児童、生徒の就学についての大まかな流れをモデル的に示したものでございます。障害のある子どもたちが、小・中学校の通常の学級、あるいは特別支援学級、また特別支援学校に就学していく道筋となっています。子どもたちが、小・中学校の特別支援学級、あるいは特別支援学校に就学する場合には、必ず中央部分の「就学相談」を行ってまいります。「就学相談」は、子どもたちの障害の種類や程度に応じた適切な就学先につきまして、保護者の方と私たち教育委員会とが相談していくものでございます。定期の就学相談会は年に5回、あとは、臨時の就学相談会は必要に応じて行っているところでございます。

就学前後の子どもの人数等につきましては、実はこの次のページの「子どもの状況」に載せております。真ん中の2のところでございますように、18年度新小学校1年生につきましては、就学相談を行いまして就学措置を行った子どもの数をそこに出しております。例えば、小学校の通常の学級に入学された方が62人。特別支援学級が65人、特別支援学校が48人、合わせて175人の方が小学1年生に向けて就学相談をされたという数字でございます。

それでは、もう一度戻っていただきまして3ページでございます。4つ目に「教員の専門性の向上と関係者への理解推進」ということでございます。特に、専門性の向上につきましては、現在以下のような研修を行っています。まず、特別支援教育のコーディネーターの養成研修。これは（初級）と（中級）を行っています。現在、平成18年度までは、（初級）の受講者数が232名。今後、各学校2名分の人数を確保するために引き続き研修を行っていくところです。

また、特別支援教育コーディネーターになった教員を対象とする実践研修も実施しております。なお、教育センターにおきましても、特別支援教育に関する研修を、基本研修、専門研修、特別研修といったかたちで行っております。今後とも、「教員の専門性の確保」については課題となると考えております。研修のあり方の工夫や人材確保のあり方などについてご議論をいただければと考えております。

以上、4つの項目の課題につきましてご理解いただき、今後会議の中でご議論いただければというふうに思っております。

なお、最後に参考資料でございますが、9ページになってまいります。参考資料といたしまして、仮称ですが、「障害者の権利に関する条約」をつけております。この条約は、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約になっています。実は、この資料は6月に文部科学省が示したものでございまして、3番の経緯の中の一番下に、「現在我が国は署名・批准に向けた検討を行っている」となっていますが、実際には9月に閣議決定がなされ署名が行われているところです。今後、国会での承認後批准され、条約としての効力がいずれ生じることになってまいります。

この条約の特徴としては2点あるというふうに考えています。一つは、「法的拘束力のある国際条約」ということ。それからもう一つは、「合理的な配慮」という新しい概念があるということです。「合理的な配慮」といいますが、これは実質的な平等を確保するための手段。例えば、スロープの設置などがこれにあたってまいります。今後、この条約が批准されれば、この条約に示された考え方が「特別支援教育」に反映されることにもなるかと思えます。

以上で、特別支援教育についての説明を終わります。

座 長： 事務局からの説明に、何かご意見やご質問等あれば出していただきたいと思います。特別支援教育自体、言葉自体は法律の改正によって新しく総称という、今までの呼び方が変わったということで、もう少し配慮が広がったということの説明をしていただきましたけれども、専門的な内容も含んでいますので、初めて聞いたとか、あまりなじみがなかったということもあるかと思います。分かりにくかったことなどありましたら、まず先にご質問など、ご自由に出していただきたいと思います。

委 員： 少しお尋ねしたいのですが、特別支援教育コーディネーターの養成研修を232名が受けているということで、少し安心しました。実は私は保育園をやっていますので、ADHDと思われる子どもがいる場合があります。そこで心配するのは、その子たちの就学です。というのは、こういった子どもは、資料に書いているように、特徴として不注意、衝動性、多動性があるわけです。それを分かって対応しているので、保育園ではかなり落ち着いているのですが、小学校に行かせるにあたって、特別支援学級に行かせたほうがいいのか、通常の学級でいいのか、どちらにしたらいいのかその辺りをすごく悩むのです。

それで、この資料を見ていると、ADHDの子どもが通常の学級というところに書いており、コーディネーターもできたということで、まず、そういう子どもがいたときに、逆に私たちは悩まないでいいということですよ。もう「通常の学級でいいですよ」と保護者にきちんと勧めていいのだというふうに、私は今ここから感じ取ったのです。

それから、小学校に行って、いい先生に本当にあたるのだろうか。きちんと配慮をした先生が受け持ってくださいののだろうかということがすごく心配で、「あとは学校の先生の問題ね」というような発言を、つい保護者としてしまったことがあります。その後、専門機関に相談に行き、通常の学級でいいよと言われたそうなのですが、そういう至らぬ心配をしなくても、小学校に行けば、ちゃんとそのことが分かった先生が担当してくださるということ、私たちも自信を持って親に言っていいということ、今私は思いました。「それでいいんですね」ということを確認したかったのです。

委 員： 障害児教育には、健常児と一緒に教育するという統合教育という考え方と、専門教育という考え方と2つあると思うのですが、7ページの表を見ますと、いずれにも2番で保護者の同意というのが付け加えられていますね。今の事務局の発言だと、この部分が保護者の同意がなかった場合にはどうするのか、ということが疑問になると思うのですが、その点について説明をお願いしたい。

委 員： 先程の「先生がきちんといらっしゃるか」ということに関連するのですが、6ページに小・中学校での特別支援教育コーディネーターの指名というふうに書いてあるのです。この「指名」というのが、そういうLDとかADHDとか、私たちも活動の中で、そういう子どもたちとたくさん出会うことが多いのですけれども、その子たちに対する対応というのは、とてもやはり難しいものもあるし、すごくデリケートな面

もあると思うのです。その辺のことを常時相談できる人が配置されるという意味なのか、「指名」ということをもう少し詳しく説明してほしいなと思いました。

委員： 私のところでは市から頼まれて、障害のある子どもを4年間預かっています。当初、市の方が4・5人付いてきて、毎日現場を見ていましたが、現在は、月に1回ぐらい見に来るという状況です。

当初、この子どもを私はどのようにして仕事を教えようかということで、色々悩みました。目を見てしゃべれないのです。それで、携帯電話を買って持たせまして、「もしもし」と言ったら、「もしもし」と必ず答えるといった、そういうことから始めて、仕事を教えていきました。そして去年、見事に国家試験2級に合格しました。やはり過保護では駄目なのです。障害のある人でも、できない人はできないけど、ある程度できる人は、育て方で社会の一員として十分やっていけるという体験をしています。

現在も、朝早くから来て一生懸命頑張っている。働き始めて4年程経ちますが、お金を貯めたいという目標を持っています。だから、過保護としつけというものは違うわけです。そういうことを考えてやはり議論していただければと思っています。以上です。

座長： では3つの、ご質問に対して。

事務局： まず相談の件でございます。最初の1ページの図に書いてございますが、新たな対象者として、通常の学級にLD、ADHDの子どもが入っております。これは通常の学級に今までいた、例えばLD、ADHD、高機能自閉症の子ども、今までの特殊教育では対象となっていなかった子どもが、新たに対象となっていくという意味で入っております。

従いまして、「LD、ADHD、高機能自閉症の子ども＝通常の学級」だけで大丈夫とも言切れない場合もございます。従いまして、先ほど申し上げました「就学相談」のほうで、「通常の学級で大丈夫だろうか」、あるいは「こうした支援があればうまくいける」、あるいは「もう少し手厚い支援があったほうがいいのではないか」というあたりを、保護者の方と一緒に子どもの様子を踏まえながら相談していきますので、就学相談のほうにおいでいただければと考えています。

それから、就学相談にかかわりまして、相談に見える子どもの様子を見せていただく、あるいは保護者と話を伺う時に、当然、保護者の方の同意が必要になってまいります。保護者の方の同意がなくて、逆に申し上げますと就学相談にお見えにならない場合には、障害があってもそのまま小学校のほうに就学される、という方はいます。その場合には、すべての子どもについて、逆に申し上げますと私たちのほうでは把握できないこともございます。

それから、コーディネーターの件でございますが、この特別支援教育コーディネーターにつきましては、学校の教員から指名して校務分掌に位置付いているというものでございます。具体的な役割としまして、障害のある子どもにコーディネーターの先生が直接指導するというわけではありません。例えば相談、あるいはどういうふうに

子どもに関わっていったらいいかという、校内委員会で話し合い、それをうまく運営していったり、あるいは校内研修を企画していったりする。あるいは子どもに必要な関係機関との調整を行っていく、あるいは保護者との相談をしていく窓口となる、そうした役割を行うところです。

従いまして、そのコーディネーターの先生方の研修は、基本的な特別支援教育についての理解、それから、そうした連携の取り方、あるいは子どもたちへの計画の立て方、そうしたものを研修の中でやっていくということになってまいります。

委員： 事務局の回答に対して、違った観点を現場のほうから申し上げます。

先ほど、委員のほうから、「わが教え子が小学校に行った、安心だ」。絶対安心してはいけません。これは、232名が特別支援教育コーディネーターの為の研修を受けたことになっておりますが、これは現実、先ほど言われたように「指名」ということで、それぞれの学校で推挙しなければならない。例えば、企業でもいろいろな事業所でもそうですが、防火管理者とか危険物取扱者がおれば、こういう仕事していいですよとありますよね。あれと同じことだと私は思っているのです。

ただし、私の学校はきちとうまくいっている。と言いますのは、これはうちの学校では、特別支援学級がありますので、その知識を持った、特別支援学校教諭免許を持った職員が、今は2人おりますので、意識も高く交流もやっております。ところが、そういう特別支援学級が設置されていない学校では、おかしいなと思う子どもに気づいたとしても、その子がどうであるか診断されてない限りは、研修するだけなのです。

だから、例えばこのコーディネーターが232人いますが、異動したらどうするのか。職員の異動は、基本的に6年だから、コーディネーターの研修を受けた者が、複数そろそろ学校もあれば、全くいない学校もでてくる。今年は特別支援教育コーディネーターの研修を受けたものがある、また新しく行きなさい、指名して行く。現実はそのようなところなのです。

しかし、私の学校ではできていると自分でも思うわけです。それは、やはり特別支援学級があることによって、教員の意識レベルが高くなってきている。それから、たまたま学校の校区内に八幡特別支援学校があり、文科省の指定を受けた地域交流事業をやっています。非常に近いので、そのような連携がうまく取れていると思っております。本校では、特別支援学校教諭免許を持った教師が2名おり、その2人が他の教員をリードし、通常の学級の生徒と交流もしています。総合的な学習の時間であるとか学校行事、それから学年行事とか常に入っていくということで、子どもたちの意識も職員の意識も高まっています。

特別支援学校教諭免許を持っている先生がいるかいないか、また管理職も昔、養護教育に携わっていたかどうかという意識のところ、非常に温度差があると思うのです。

私は特別支援教育に係る免許を持った者を、必ず各学校に1名でも配置していただきたいという思いがあります。

教育委員会のおかげで、だいぶレベルを上げていただいておりますが、ただ免許を持ってないからといってできないことでなく、その研修期間中に復命で、免許取りに行くことを言っておりますが、果たして子どもたちのために、本当にそれだけ

の手厚い指導が必要と考えたときにできるかどうかの問題。

それから、先ほどから学校、教員が非常に逼迫しているというのは、例えば、そういう学級がなくても、高機能自閉症、ADHDだとか、診断されたその子がいるだけでも、非常に気を遣っているいろいろな仕事をしなければならない。自分の教科の仕事もしなければならない、学校全体の校務分掌もしなければならない。部活は任意ですから、そのどちらでもいいのですが、自分の研修もしなければならない、教材研究もしなければならない。親との対応もしなければならない、生徒指導もある。

だからコーディネーターの養成講座を受けた者といえども、本当にそれだけをきちっとできるわけではないというのが、私は現実のことだろうと思っております。

委員：事務局の説明はすごく冷たいなと思いました。就学相談に来られなかったら把握できてないというふうにおっしゃいましたけれども、なんで就学相談に行かないのかといたら、就学相談に行ったら通級指導教室とか特別支援学級とか特別支援学校に振り分けられると、強制的に振り分けられるということをお心配なさって、親は就学相談に行かないということではないのですか。この表で言えば、就学相談のあとに保護者の同意というようなもの、それが必要なのではないかなという気がいたします。

それともう一つ、今の説明で、なんかびっくりしましたね。びっくりしたというのは、どうして障害児教育というと、障害児をどうかしようということしか話がないのですか。本当は、変わるべきは圧倒的多数の健常者のほうではないのですか。障害児教育の目的というのは、障害児がたくさん社会に出て、普通の社会生活、参加と平等を確立するために障害児教育というのはあるはずだと僕は理解しているのですが。そうであれば、障害の種類・程度に応じた本当にきめの細かい教育をしたとしても、周囲が、初めて障害児・者を見る人に、誤った印象を感じるのは当然です。ですから、周囲に対する教育、障害のある人もいるのだということを知らせる教育という部分が、説明には全くありませんでした。これはもう、なんか情けなくなりました。まだこんなレベルなのかと。非常に残念な気持ちで、今の説明をお伺いしました。

委員：今の委員発言とは直接関係ないかもしれませんが、現実的には交流教育だとか、一緒に学習する機会だとかを設けて学習をしております。事務局の説明の中で、その部分は省かれて説明をなさったのですが、現実的にはやっております。

先ほどからコーディネーターだとか、就学後の学習の保証だとかそういうことが出てまいりましたが、実は、就学相談を受けないで入っていかれる子どもたちもたくさんいらっしゃるの現実です。

その中で、私ども特別支援学校にいますが、先生が、子どもが小さい時は気付かれない場合もやはりあるのです。場合によっては、軽微なものであれば、気付かずにそのまま上がってきて、学校の中で授業が始まって、初めて、「あれ、この子少し気になるね」というのがどうしても出てまいります。そういう場合に、私どもの学校に連絡がある場合もございます。私どもの学校にもコーディネーターというのがありますので、そのコーディネーターが実際に出向いて行って、様子を見させていただいたりとか担任の先生とお話をさせていただいたりとかする中で、どういう配慮をすればいいかという、具体的な場面を通して説明をするなり、こういうことをされたらどう

ですかということをお話するようにしています。

ただ、現実的には1学級30名40名の中で、6.3%ですから2ないし3名はいる確率というものになります。多い場合には、私が見させていただいたクラスの中で、18人の学級で4、5人、「ん？」という子どもがいらっしゃった場合もあります。

だから、そういう場合は対応させるとしても、とても一人では難しい部分があるのかなと思って、どこまでを支援できるのかということをお伝えするようにしております。ただ、その中で1つお願いするなり、お伝えするのは、1人の子どもだけを配慮するというのではなくて、「この子を大事にして、1人の子どもに配慮した教育をすること、クラス全体の子どもたちにとっても配慮した授業というのが成り立つのですよ。」というお話は申し上げるようにして、コーディネーターも帰ってくるようにはしております。

ただ、コーディネーターというのは新しくできた役割という部分がありますので、医療のこと、それから福祉のこと、当然教育のこと、すべてのことをある程度までは知っておかないと、とてもできない役割だろうと思います。

それを大体何回かのコーディネーター養成研修で、通常の学級で二百何名というのを作っていていっていますが、実際、それが本当にできるかということ、とても難しい問題です。授業を持ってありますし、その中で、本人たちは本当に努力しながらやっています。

子ども特別支援学校から出かけていって必ず言うことは、「子どもを上手に利用してください」とお願いするようにしています。多分、それぞれの小学校、中学校では限界があると思っておりますので、そこを、6ページの図にも出ておりますが、「連携」という形をうまく使いながら、子どもを利用していただいたらいいのではないかと考えて、特別支援教育というものに取り組んでいくのが、一人一人の子どもたちを大事にすることにつながるのではないかと私は思っております。

委員：先ほど、コーディネーターの数の件で批判的に申しましたが、なぜ言ったかということ、例えば、学校にパソコンが入った時、パソコン研修を何年間で全員研修を受けさせました。そういうかたちで、どの学校でも確実に全員が研修を受けて、その中で一番適任者を、特別支援学級がなくても、その方がなっただくという意識を持ったほうがいいのではないだろうか。だから、この232人というのは、まだまだ到底足りないとは私は認識しております。

それから、障害のある子を偏見で見られないようにということも言われましたが、私は校長として3校目ですが、初めて特別支援学級がある学校に赴任しました。それから、教員時代は2校経験しておりますが、1校は新規採用から10年ずっと、昔でいう養護学級が設置されている学校でした。学年の交流学級のクラスにずっとおりましたので、私自身の認識が僅かでもあったのか分かりませんが、やはり見ていますと、特別支援学級がある学校の生徒と、ない学校の生徒というのは意識にやはり温度差があります。いわゆるガキ大将みたいな子が、何かの時にはさっと手を出してやっているのです。やはり設置された学校の方が、交流や活動によって意識のレベルは高いと私は思います。

特別支援学級が、この数年、学校に設置され増えてきました。これは、私はいいいこ

とだろうと思っております。

委員： 最初に私が言ったことから皆さんいろいろ意見ありがとうございます。

やはり、安心しては駄目なのだということを感じました。さきほど委員が言っていたように、どの職員に当たっても、ある程度の知識を持っているということが、一番大事だと思うのです。

そしてあとはスクールカウンセラーが学校に行っていますから、相談してもらったらいいいと思うのですが、それぞれ先生たちはすごくプライドが高いので相談につながらないと思うのです。自分でやらないといけないというのがあって、せっかくいろいろなかたちでスクールカウンセラーなどが学校に行っているのに、相談すると自分のプライドが傷つくと思っている方も、もしかしたらいらっしゃるかなということ、少し感じる時があります。

それともう一つ私が心配したのは、なぜそのことを言ったかということ、ある学童保育で、そこに通っていた子が転校して、転校先で、少し不適應を起こしてうつ病になってしまった。それで、保護者がその担任に、病院でうつ病と言われたから、頑張らないでいいように、「頑張れ、頑張れ」と言わないで欲しいということをお願いしたのに、「いや私は頑張らせませす」としっかり言われたそうです。教頭先生にも相談し、話には乗ってくれていたみたいですが、結局、どんどんうつ病がひどくなって、最終的にお医者さんから転校するほうがいいということで、元の学校に戻ってきたというケースを聞いたことがあります。

だから先生で当たり外れがあるというのはとても困るということなのです。ぜひ、どの先生に当たっても、ある程度知識を持っていて、その知識をきっかけにして、いろいろな方と相談をしてもらうことで、いい受け入れや教育ができるのではないかと思います。それをお願いしたかったのです。

委員： 関連すると思いますので、付け足していただきます。3ページですが、「市民ボランティア等の活用」という話があります。福岡市に「学校サポーター制度」というのがありまして、大学でも、学生ボランティアで近隣の小中学校に派遣しているのですが、毎週1回の報告会の際に、よく問題になるのがその特別支援が必要なスペシャルニーズの子どもへの対応の仕方なのです。

確かに学生の専門性も欠如しているのですが、学校側から与えられる情報が非常に不十分でして、通常の学級に気になる子どもがいても、先生の対応も非常にあいまいで、どう関わっていいか分からない。担当の先生に尋ねてみても、その先生も明確ではないのです。

やはり、先ほどありましたように、特別支援教育コーディネーターに指名された方の専門性はもちろんです。校長先生をはじめ、すべての先生方の知識・技能などの専門性が求められるわけです。しかし、研修にはやはりコストもかかるでしょう。

それで、今回新設されることになった、その「校内委員会」というのが果たして機能して、先生方の情報が共有されているのかということをお尋ねしたかったのです。先生方は、ご負担はあると思うのですが、スペシャルニーズに対して個別の指導計画がきちんと作成されて、それが共有化されているのか。

非常に忙しい現場とは思いますが、その情報共有がされてないと、なかなかこの市民ボランティア等の活用というのが難しいのではないかという気がして、その点、少しおたずねできたらと思います。

委員： 関連で、高機能自閉症と診断されている幼稚園の年中の子どもさんのことです。実際に、療育センターなど色々なところにお世話になっていて、幼稚園の先生も非常に一生懸命やってもらっています。しかし、専門的な知識がないから、もう手に負えないということで、療育センターと相談して、ひまわり学園に入れたほうがいいのか、という話があったのです。しかし、実際、受け入れる施設であるひまわり園も一杯で、受け入れられないということになったのです。

この一連の流れの中で私が感じたのが、幼稚園の先生も一生懸命やってくれているし、保護者も週に1回とか2回必ず幼稚園に行って、子どもが何をしているか見ている。判定していただくのはいいのですけれども、もう少し子どもたちの個性というか、幼稚園や現場を行政にサポートしてもらえたら、幼稚園の先生も見られるといったことを言っているのです。

ほんのちょっとした気付きが、その子には足りない。たったこれだけなのです。知的障害もないのですが、うまく組織の中に入っていけない。だからそういったところをうまく市の方で解決してくれる手立てが何か考えられないのか。そういうことを何かやってもらえたら、非常にこの問題が解決すると思います。

そうすると、就学相談が一つのポイントとなります。ここで判定されて「特別支援学級とか特別支援学校に入るのはやむを得ない」とする考えと、「相談に行かないでそのまま普通に地元の小学校に入って、その子の成長に期待したい」とする考えもあるのと思います。

ですから、特別支援教育コーディネーターなど、もう少しそういった子どもがいた場合に、家庭と学校、幼稚園や地域で、本人の力に任せられたかたちでのサポートを、人と人との交わりの中でできないか、といったところを皆さんに議論いただけたらと思います。ただ、特別扱いして欲しくないという気がしておりますので、よろしく願いします。

座長： それでは、校内委員会の件について。

事務局： その前に、まず個別の指導計画がどのくらい作成してあるかということですが、今、小・中学校では約58%の学校で作成しているというところであります。

それから、校内委員会等につきましては、最初に申し上げましたが、学校の中ですべてを解決しようとしてもなかなか難しいというケースが必ず出てまいります。従いまして、校内委員会で協議してもなかなか難しいケースについては、当然、外部からの支援体制を利用させていただくかたちになります。そのときに、コーディネーターの先生が外部との窓口になっていく。

通常の学級にいる子どもについては、特別支援教育相談センターが、「巡回相談」で各学校を回り、授業の時の子どもの様子、あるいは学校生活の中の子どもの様子を見せていただきながら、「このときはこういうふうにすればいいですよ」、「この子ど

もはこう理解すればいいですよ」というアドバイスをするようになっております。

そうした特別支援教育相談センターのスタッフが学校に行ったときに、校内委員会の中に入りまして、一緒に協議し、子どものことを考えながら計画を策定しております。

委員： 5ページの、注意欠陥多動性障害、初歩的な質問で恐縮ですが、定義は分かりましたが、どのようにしたらこのようにならないのかという、何か予防措置というのがあるのでしたら教えてもらいたと思います。

もう一つは、キレル子どもという、そういう生徒指導の面であるのですが、この行動が注意欠陥多動性障害と一緒になのですか。これが一緒なのかどうか。注意欠陥多動性障害ですので、このキレル子どもと僕たちがよく言っている中身は一緒だが、出てくるところが違うのかどうか、初歩的な質問ですが2点、よろしくお願いします。

事務局： 高機能自閉症はあくまで障害でして、中枢神経系のなんらかの障害によって起きているということです。注意欠陥多動性障害・ADHDも同じで、これはあくまで障害という範疇になります。これも、同じように中枢神経系になんらかの要因による機能不全があるというふうに推定されている、ということです。従いましてこれは、先天的ですので予防措置は難しいというものです。

座長： それからキレル子どもたちと一般的に言われるのは、この中に該当する、どれに該当するのですか。

事務局： これはあくまで障害でございますので、イコールそのキレル子どもというわけではない。

委員： 少しだけ補足なのですが、最近、不登校と言われる子どもたちの1割程度は、この発達障害の子どもたちであるというふうに言われています。それ以上いるかもしれません。そういう傾向が少し出ているようなことは聞いております。

キレルというのがイコール障害である場合もあるし、そうでない場合もあり得るので、そういうのはすぐに判断がつかないようにあります。

委員： そのとおりだろうと思って、そこは判断がなかなか難しいのですよね。例えば、食事の原因があるのだというような学説もありますから。しかし、先生たちがこれを見分けるのは大変かなという気がしたものですから、質問しました。以上です。

座長： そのほかご質問とか、次回に向けて少しかつこの点をということがあれば出していただきたい。

委員： 私の園にも、いろいろな施設に通園するのに相談に行ったりだとか、巡回相談の方に来ていただいたりする子どもがおります。

先日、沖縄で園長会の研修会がありまして、そのとき、北九州市から特別支援教育

の子どもを支援するために、園長はどのような園経営をしていったらよいかという発表を、北九州市が代表してさせていただきました。

会場は沖縄でしたが、北九州市と違うところは、沖縄でも市町村で少しずつ違いますが、障害のあるなしにかかわらず、希望する子どもは全員幼稚園に受け入れる。そのための施設がちゃんと整ってありました。バリアフリーになっておりまして、トイレも身障者用のトイレが付いてありました。

その代わりに、幼稚園に入る前に就学指導委員会が1回あるということでした。そのときに分かったお子さんについては、幼稚園に入るときに、障害の程度においてヘルパーさんが付く。それは幼稚園の保育時間に限る。予算のこともあるので、それ以後に障害と分かったお子さんについては、ヘルパーさんは付かないということでした。

北九州市の場合は、入園は園長が面接で受け入れたりと、いろいろな施設からの相談があって、健常児さんと一緒のほうがいいのという要望で受け入れたりますが、実際に3歳で受け入れたときは、発達の過程で分からないのか、障害があって分からないのかの判断が、なかなか私たちでは分かりにくいところがあります。

3歳、4歳、そして5歳になると、やはりこういろいろなかたちの中で、いろいろな症状で現われてきますので、そのときに私たちは、いろいろな専門機関に相談をいたします。特別支援教育相談センターであったり、それから、「ひまわり学園」の先生にも聞いたり、いろいろな施設の方に相談をします。

公立幼稚園も教育委員会の中に入っておりますので、特別支援教育コーディネーターを1人決めまして、研修に行ってもらっています。そこでの研修を受けてもらった結果を、幼稚園の中で園内委員会を開いて、そこで相談しながら、一人一人の子どもについて、これから就学に向けてどのような指導をしていったら、小学校の生活の中に1人で行っていいのかということを課題に、いろいろ相談をしております。

どうしても相談が行き詰るときには、市内にたくさんある専門機関の方に応援を頼むようにしております。そして、皆さん、とても快くというか、一人一人に対しての話し合いを長い時間掛けてもしていただきますので、それを保護者にも報告して、一緒になって、これから先のそのお子さんの進路について真剣に考えてくださるようになっていきます。

でも中には、やはり、「いや、私は通常の学級がいいです」とおっしゃる方は、その学校と連絡をとりまして、いろいろなかたちでのトラブルはあるかもしれませんが、保護者もそう言っていますし、子どもも行きたいと言っていますという、事前の相談の機会を十分持つようにして、なるべく落ち着いて地域の学校に行けるような取り組みをしております。

そのときに、文科省におられた方で、今は特別支援教育総合研究所の所長が講師でいらして、「北九州は素晴らしい」と言っておりました。他の地域では、幼稚園は幼稚園といったように、保育所・幼稚園は別の区画に分けて、小学校からでないというところが多いのに、きちんとコーディネーターの研修も、他と一緒に幼稚園もして下さっている。幼児期から小学校、中学校と見通した中での支援計画を立てているから、北九州はそういうふうになっているのじゃないかと、全体会の中で言っていただきました。

私たち自身、どのようにこういう教育施設を利用していいのか、まだ模索の段階で

分からないのですけれども、今年度から特別支援教育になったということで、どの幼稚園も、保育園も、今、一生懸命一人一人の子どもに対応する望ましい方法というものを考えている途中なのではないかなと思います。そのときにいろいろ支援して下さるのがいろいろな施設の方々ではないかなと思って、分からないときは相談をするという、そういう一生懸命の、前向きの先生方がたくさんいらっしゃると思います。

委員： 先程の補足を。注意欠陥多動性障害とキレル子の違いということで、少し補足なのですが、注意欠陥多動性障害は、「障害」と付いているのです。ということは、微細脳障害というものがある、それから来ている障害なのです。なので、親のしつけの問題ではないのだということです。

最初、自閉症という言葉が、30年以上前に出たころは、自閉症は、高学歴の母親が子どもの相手をしないで、ほったらかして、本ばかり読んでいるから、自閉症ができるのだというふうな言われ方をしました。ということは、しつけの問題、育てている母親の問題なのだということを言われたのです。今はもう、そんなこと言う人はいないと思います。

だから、学習障害とか、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、どちらも予防する方法よりも、今、それをきちんと認めて、それに対して、どういうふうにかかわっていくのか。どのように教育していくのが、この子どもたちが一番落ち着けるのか。この子どもたちを特別視するのではなくて、きちんとこの子どもたちの特徴を分かったかかわり方をすれば、そんなにひどくならないと考えます。

結局、二次障害が起こったりするのです。ちょっと人とうまくいかないとか、そういうところから、そんなことをするのは駄目だというようなことや、「ちゃんと人としゃべりなさい」とか、「うろうろしたら駄目だ」とかいうふうにしかれることによって、二次障害が起こってしまうのです。そういうことではなく、きちんとした対応をするということがとても大事だ、ということで「障害」という言葉が付いていると。

キレル子どもについては、やはり成育歴的にいろいろなしつけの問題とか、いろいろなかかわりの問題とかが掛かってきていると思います。だから、そこが基本的に違うのだということを少し付け加えさせてください。

委員： 中学校の立場から申しますと、義務教育がこれで終わりますので、我々は、障害のある生徒であろうとなかろうと、生徒達の出口の問題をいつも心配しているわけです。

それで先ほども、もっとコーディネーターの養成をとということを言いましたが、実は、本市の小中学校に手厚い指導ができるためということで、市費の単独で、特別支援教育のための講師を配置していただいております。けれども、まだまだ現場としてはこの数が足りない。もっとこの数も増やしていただきたいという思いがあります。

もう一つは就学相談。現場からしてみますと、就学相談を受けて判定があって、特別支援学校へとか、特別支援学級へという指導があると思うのですが、やはりその辺は真っ向から遮断するのではなくて、やはりきちんと熟慮した上で決められたほうがいいのではないかと思います。

ただ、先ほど、高機能自閉症のことで学校に入ったら大丈夫だろうかと言われまし

たけど、大半の学校はそういう子が入ってくると分かれば、きちんと指導計画をたてる訳ですが、分からないがゆえに大変困っている。だから、コーディネーターがいても、何ともしれない状況になっている。

それからもう一つは進路のことですが、通常の学級に在籍している高機能自閉症であるとか、ADHD、LDとかいう生徒たちの受け入れ先が現実のところ少ないのです。公立の場合は、入試である程度点を取れないといけない。そうすると、非常に学力は高いのだけど、その場において緊張をしすぎて、1日の試験だけで発揮できなくて判定されるようになってくると、なかなか公立高校に行けないようになってくる。

どうしてもお願いしたいのは、通常の学級に在籍している、障害のある子たちの受け入れの意識を、本来ならばもっともっと国レベルで検討し、公立の高等学校はその意識を持たなければならないと思うのです。

また、通常の学級には、判定されていようがまいが、どうにか頑張っている子がいます。我々は、受け入れ先が本当にあるのかなと、それを一番心配するわけです。

昨年、「北九州中央高等学園」を新設していただきましたが、それは知的障害の特別支援学校です。そうではない子どもたち、対人関係がうまくないから、面接のときにやはりチェックされる生徒もおります。だから、やはり学校側がきちんと、調査書に書いている内容をくみ取っていただくと、この子どもたちについても、社会参加のための、中学卒業イコール就職ではなくて、その前段の、いろいろな学力から社会性を身に付けるための機会をもっともっと増やせるのではないかなと思っております。

座長： ありがとうございます。

こういった形で、1回目に基本的な政策の状況、あるいは質疑だとか、こういう視点を入れる必要があるのではないかと、といった導入を行い、あるいは皆さま方のご意見をお聞きして、次回まで1カ月間の時間を置いて、本格的な議論をしていくということかたちで進めていきたいと思えます。

説明の中でもありましたけれども、現在「特別支援教育推進プラン」の策定に向けて検討中だということです。先ほどの皆さま方の意見の中では、そういった「特別支援教育」ということ自体をあまり問題視しないような、ノーマライゼーションとか、今の教育のあり方だとか、通常の学級で指導できるような仕組み、内容の転換ということも併せて議論していったらいいのではないかとというような意見もありました。

この教育改革会議の中では、そういった新しい視点だとか、例えば、少人数教育だとか、個性を尊重するような教育の中で充実させていくべきだということも合わせて議論していきたいとは思っていますが、差し当たり、並行して動いていく「特別支援教育推進プラン」がありますので、これも計画策定されれば、その計画に基づいて進んでいくということになりますので、この教育改革会議の中でも、プランの方向性について、少しこういう視点を考慮して検討していただきたいということであれば、提言をしていきたいと思っています。

今日示された、資料でいうと、それぞれの4つの視点があって、市民ボランティアの活動についての課題だとか、あるいは社会へ出て行くところの不安だとか、あるいは幼稚園・保育園との連携など出された意見も、こういった4つの視点とも重なって

きますので、ここも合わせて、具体的な推進プランに向けての方向性や観点についても、次回議論していきたいと思っています。

次回会議におきましては、10分程度になるかと思いますが、数名の委員に意見を発表していただきます。そして、今日の皆さま方の出された意見、また、少しまとまって10分程度で話していただいた意見、それから、1カ月、私たちが勉強なり準備をして臨んだ意見等を合わせながら、議論を進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

改めて委員に、次回、特別支援教育にかかわって資料をそろえたり、提言したりしていただけないかということをお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、2つ目の本日の議事も終わりにしたいと思います。

次回、特別支援教育について議論していきますが、事務局に、こういった資料をもう少し準備していただきたいというものがありませんでしたら、遠慮なく申し出ていただければと思います。

それから、事務局へのお願いになりますが、議事や資料については、一括送付が望ましいと思いますが、資料を見たり、少し勉強したりすることがありますので、準備が整い次第、順次送っていただければ有り難いと思います。よろしくお願いします。

最後に、事務局から、連絡事項等あれば、よろしくお願いします。

3 事務連絡

事務局： 長時間にわたる議論、本当にありがとうございました。

2点、ご連絡差し上げたいと思います。次回の開催日程についてでございますが、日程調整の結果、第3回会議、12月18日の火曜日、13時半、午後1時半からということで開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2点目でございます。第4回の会議の日程につきましては、事前に日程調整表を送付させていただいたところでございますが、現在のところ、1月24日木曜日が都合のよい委員が最も多いという状況でございます。後日、全部の委員の回答がそろいましたら、最終的に調整をさせていただきますが、1月24日を軸に調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。決定次第、改めて委員あてには通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

4 閉会

座長： では、次回、第3回、12月18日、第4回、1月24日を念頭に会議を進めていきますので、もしどうしても諸事情で出席できないということでありましたら、ご意見などメモで提出していただいても構いませんので、対応していただければと思います。それでは、「第2回子どもの未来をひらく教育改革会議」を閉会させていただきます。皆さま、ご協力ありがとうございました。